

レンタル楽譜について

使用目的に応じた所定のレンタル料金をお支払い頂きますと、定められた期間中、弊社より楽譜を貸し出しいたします。演奏終了後は全ての楽譜（スコア・パート譜）をご返却ください。

ご利用に際しましては、下記のレンタル楽譜利用規約への同意が必要です。

レンタル楽譜利用規約

(1) レンタル期間について

演奏許諾書に記載の貸出日（楽譜を出荷した日）より1年間です。期間満了までにご返却ください。1年を越えて使用する場合は、期間満了前にお申込みをしていただき、規定延長料金をお支払ください。

延長のお申し出がないまま、ご返却が遅れた場合には、延滞料金（レンタル価格の150%）をご請求いたします。

期間満了前に返却された場合には、その時点でレンタル終了とし、日割り計算での返金はいたしません。

また、楽譜発送後のキャンセルおよび楽曲の変更はお受けできません。

(2) 無断複製の禁止

無断複製（コピー、写譜等方法の如何を問わず）は、著作権法で禁じられております。ただし、演奏者数の都合により、パート譜の補充が必要な場合に限り、必要部数のコピーを許諾いたします。返却の際には、コピーされたパート譜も必ずご返却ください。

(3) 第三者の使用禁止

演奏許諾書に記載された演奏団体（契約団体）以外の第三者が楽譜を使用することはできません。演奏団体（契約団体）に貸し出した楽譜が他の団体で使用された場合には、全ての楽譜を没収し、契約団体及び使用された団体に損害賠償をご請求いたします。

合同バンドで演奏される場合には合同バンドを演奏団体（契約団体）とし、合同バンドに含まれる演奏団体が単独で演奏することはできません。

(4) 演奏や録音に関する著作物使用料について

別途、日本音楽著作権協会（JASRAC）等の著作権管理事業者が著作物使用料を徴収いたします。演奏や録音等の際には必ず楽曲名・作曲者名（編曲作品の場合は編曲者名を含む）・出版社名を著作権管理事業者にお届けいただき、所定の著作物使用料をお支払いください。コンサート等のプログラム・パンフレットには、必ず楽曲名・作曲者名（編曲作品の場合は編曲者名を含む）の記載をお願いいたします。

(5) 紛失補償金について

レンタル楽譜を紛失された場合には、紛失補償金（スコア 12000 円＋税／パート譜 1 部につき 1000 円＋税）をご請求いたします。

(6) その他

返却にかかる送料はお客様のご負担とさせていただきます。ご返却の際は、配送状況の確認が可能な方法（宅配便等）をご利用いただき、控えは必ず保管ください。万一、配送事故等により、返却が確認できなかった場合、ご発送の証明として控えのご提示をお願いする場合がございます。

また、料金・サービス内容は予告なく変更になる場合がございます。予めご了承ください。